

水田活用の直接支払交付金の 交付対象水田について

水田活用の直接支払交付金は、水稻の作付ができない農地（畦畔や用水路がない農地等）を交付対象外としています。

交付対象水田の現行ルール

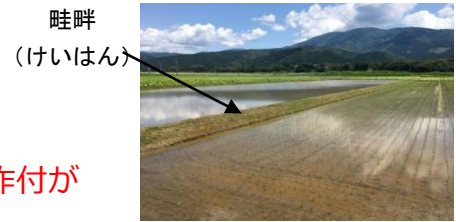
以下のような農地は交付対象水田となりません。

- ・ 現況において**非農地に転用された土地**
- ・ **3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年も作付けが行われないことが確実な農地**
- ・ 畑地化し水田機能を喪失する等**水稻の作付けが困難な農地**※として、次のいずれかに該当するもの

- ① たん水設備（畦畔等）を有しない農地
- ② 用水供給設備（用水路等）を有しない農地、又は土地改良区に対して水田に係る賦課金が支払われていない農地

※判断に悩む場合は以下の問い合わせ先までご相談ください。

交付対象となる水田（畦畔あり）



交付対象となる水田（水路あり）



令和3年秋以降の方針と具体化したルール

- ・ **5年間に一度も水張りが行われない農地は令和9年以降交付対象としません**

〔目的〕

- ・ 転換作物が固定化している水田は、畑地化を促すため
- ・ 水田機能を有する農地において、転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促すため

- ・ ただし、**以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象から除外しません。**

- ① **災害復旧に関連する事業が実施**されている場合
- ② **基盤整備に関連する事業が実施**されている場合

※①、②のいずれの場合も、過去の作付の実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は交付対象とします。

- ・ 水張りは、**水稻作付けにより確認することを基本**としております。ただし、**以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなします。**

○湛水管理を1か月以上行う

○連作障害による収量低下が発生していない